

2005 年 10 月 3 日

企業会計基準委員会御中

今村 猛
(公認会計士)

「事業分離等に関する会計基準（案）」

「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針（案）」

についてのコメント

コメントを提出する機会を与えられましたことを感謝いたします。

要 旨

I. 投資の継続・清算の区分について（67 項～69 項）

事業分離等の会計処理を「投資のリスクからの解放」を基準にして投資の継続と清算を区分するアプローチには無理があると思われます。たとえば、23 項「事業分離により分離先企業が子会社や関連会社以外となる場合」の処理が首尾一貫していません。また、20 項「事業分離により分離先企業が関連会社となる場合」の説明に無理があると思われます。

企業結合に係る会計基準のように、「持分の継続・非継続」を「対価の種類」と「支配」という 2 つの観点から判断するアプローチの方がコンセンサスを得やすいのではないでしょうか。

II. 分離元企業の連結財務諸表上において生ずる差額について（86 項～89 項）

この差額は親会社と少数株主との間の持分の移動により生ずる差益または差損と考えられるので、のれんではなく、持分変動差額と考えられます。ただ、当期の損益には関係せず利益剰余金に直接加減する処理のほうがより合理的と考えられます。

III. 事業分離等の受取対価と移転損益を認識する場合の時価について（12 項、79 項等）

実務では事業分離、企業結合等において、取引の対象になる事業や株式の価額について当事者間で合意があるはずです。時価については、12 項で「当事者間で合意した価額を時価とみなす」とし、それ以外の基準や指針は不要ではないでしょうか。

IV. 受取対価が分離先企業の株式のみの場合の会計処理

説例 11-1 が指針（案）383、384 の説明と首尾一貫していないと思われます。11-1 においても、のれんを 50、少数株主持分を 136 とする方が首尾一貫すると思われます。

詳 論

I. 投資の継続・清算の区分について（67 項～69 項）

1. 基本的な考え方—23 項「事業分離により分離先企業が子会社や関連会社以外となる場合」と関連して

69 項では「・・・ただし、事実への転化は、・・・将来の環境変化や経営努力の成果の大きさが左右されなくなった場合や、企業が従来背負っていた成果の変動性（すなわち事業投資のリスク）を免れるようになった場合には、投資は清算されたものとみなされ、

事業投資の成果は確定したものといい得る」としています。そこで、対価として分離先企業の株式のみを受け取る場合には、その株式の価額が変動するので、リスクから解放されていない、したがって投資は継続している、としたのでしょうか。そうであれば、事業分離により分離先企業が子会社や関連会社以外となる場合でも、受け取った株式の価額は変動するので、リスクから解放されたとは言えないことになります。それにもかかわらず、23 項でこのケースを投資の清算として扱うのは首尾一貫しません。

それとも、「支配の喪失が、当該事業投資のリスクから解放され、移転損益を認識するという不可逆的な成果が得られた状態を指すものとする（98 項）」という理由によるものでしょうか。そうだとすると、98 項の最後の記述「必ずしも支配が失われることをもって投資の清算とみることとはしていない」と矛盾することになります。

基準（案）では、投資を事業投資と金融投資に区分するという考え方が暗黙の前提になっていると推察されます。分離先企業が子会社や関連会社以外となる場合には、投資が事業投資から金融投資に変わったので、事業投資は清算したと考えているのではないのでしょうか。そうでないとこのアプローチでは、23 項を合理的に説明できないと思われます。

企業結合に係る会計基準のように、「持分の継続・非継続」を「対価の種類」と「支配」という 2 つの観点から判断するアプローチの方が根拠づけしやすいのではないのでしょうか。

2. 20 項「事業分離により分離先企業が関連会社となる場合」について（94 項～98 項）

（1）基準（案）の投資の継続に該当するという見方の理由（96 項）

この理由に対して次のような反論が考えられます。

① 96 項③の理由について

「もともと分離先企業の取扱いにより分離元企業の会計処理が必ずしも決まる必要はない」としていますが、会計処理は経済実態に合わせて定めるべきであり、当事者の会計処理はその経済実態に合わせて整合させる必要があると思われます。

② 96 項②の理由について

後半の「事前の期待が支配自体にあった場合には該当するが、移転された事業の活動から便益を享受することが事前の期待であれば、支配の有無は投資の清算を考える際の絶対的な要件とは言えない」という理由は、投資の成果（又は利益）は事前の期待が事実に変化したものであるという見解（事前の期待又は利益にもとづいて利益を考える見解）のもとでは成り立ち得るかも知れませんが、そうでなければ無意味な理由になります（その見解のもとでもあまり意味がないと思われます）。

③ 96 項①の金融商品に係る会計基準との整合性について

金融商品に係る会計基準の設定に関する意見書（以下、I では意見書）作成のメンバーの方と同会計基準設定のメンバーの方は全員同じ方だったのでしょうか。意見書と同会計基準は最初から結論（たとえば有価証券については保有目的によって評価方法を定める）が決まっていたと推察されます。96 項①が引用している意見書の見解（事実上の事業投資と同様の会計処理を行う）は、いくつかある見解のなかのひとつです。関連会社株式を原

価で評価する理由は、関連会社株式が事実上の事業投資と同じであると考えからではなく、連結において持分法が適用されるからであると考えの見解も成り立ちます。そう考えれば、分離先企業が関連会社となる場合に投資が清算されたとみても、同会計基準との整合性が保たれることになります。

(2) 98 項について

論点の説明で、リスクからの解放を採り入れているために、論理がすりかえられているような印象を受けます。

現行の会計基準との整合性を重視する立場—基準（案）の継続とみる立場—と、支配の喪失が、当該事業投資のリスクから解放され、移転損益を認識するという不可逆的な成果が得られた状態を指すものとする立場—清算とみる立場—とが対立するように述べられています。しかし、前述（1）のように、清算とみる立場でも現行の会計基準との整合性を保つことが可能です。また、清算とみる立場が必ずしもリスクからの解放という観点から清算とみているわけではありません。

事業分離の会計処理を考えるにあたっては、移転された事業に対する分離元企業の支配が継続しているか失われたかが最も重要であると思います。

以上の結果、事業分離により分離先企業が関連会社となる場合には、移転損益を認識する方が合理的であると考えます。

II. 分離元企業の連結財務諸表上において生ずる差額について（86 項～89 項）

1. のれんか持分変動差額か

のれんは、企業や事業の取得のさいに、取得原価と受取対価の間に生ずる差額であると考えられます。分離元企業の連結財務諸表上において生ずる差額をのれんとすると、たとえば、説例 11-1、11-2 において生ずる差額 64 はのれんになり、合計仕訳ではのれんが負の 14 又は 24 になり、取得原価と受取対価の間に生ずる差額としての説明が困難になります。このような差額は親会社と少数株主との間の持分の移動により生ずる差益または差損、つまり持分変動差額と考えられます（4 で後述）。

2. 利益剰余金に直接加減する方がより合理的

88 項で指摘しているように、①企業集団の業績とは無関係である②発生の頻度、金額の異常性③投資（事業）が継続しているとみる立場から、このような差額は連結財務諸表上の利益剰余金に直接加減することが、原則的な処理になると思われます。

3. 連結原則との整合性

連結原則では、利害関係者の判断を著しく誤らせるおそれがあると認められる場合には、連結財務諸表上の利益剰余金に直接加減することができる、としています。そこで、事業分離等により分離元企業の連結財務諸表上において生ずる差額（企業集団の業績とは無関係である差額）を当期の損益として処理することは利害関係者の判断を著しく誤らせるおそれがある、とみなすことにすれば、連結原則との整合性が保たれると思われます。

Ⅲ. 事業分離等の受取対価と移転損益を認識する場合の時価について（12 項、79 項等）

実務では事業分離、企業結合等において、取引の対象になる事業や株式の価額について当事者間で合意があるはずです（そうでなければ対価となる株数等の条件に合意できないはずです）。

金融商品に係る会計基準では、金融商品を時価で評価することを強制しているので、その時価の算定方法を定める必要があります。しかし、事業分離、企業結合等におけるように、当事者間で価額について合意している場合には、改めて会計基準で時価の算定方法を定める必要はないと思われます。なぜなら、仮に企業や事業について客観的なあるべき時価が算定できたとして（そんなことは不可能です—そもそもそんな時価は存在しないと思われ—市場価格がある有価証券についてさえ、時価の算定方法がいくつか考えられます—たとえば 38 項）、当事者がそれとは異なる価額で取引している場合に、あるべき時価で取引すべきだ、ということで、そのあるべき時価で取引したとみなして会計処理を強制することは不合理だからです。たとえば市場価格がある株式について、38 項で時価の算定方法を定めています。しかし、実務ではそれとは異なる方法で算定することがあります。たとえば、「主要条件が合意されて公表された日の直前数日間に株価がない場合又は天災の発生など、きわめて特殊な要因により株価が異常であると認められる場合」でなくても、一定期間の市場価格の平均に基づいて算定することがあります（むしろ、わずかな数日間の価格に基づくことの方が少ないのではないかと思います）。

そこで、当事者間で合意した価額を時価とみなすのが、簡潔な方法だと思われます。時価については、12 項で「当事者間で合意した価額を時価とみなす」とし、それ以外の基準や指針（たとえば基準案 38 項、指針案 93 項、94 項）は不要ではないでしょうか。

ただそうすると、可能性として、関係会社間で明らかに著しく不当と思われる価額で合意した場合にどう対処するかが問題になります。しかし、現実の実務ではそのような取引はないと考えられます（企業内外の監視の眼があると考えたいです）。

Ⅳ. 受取対価が分離先企業の株式のみの場合の会計処理

説例 11-1 が指針（案）383、384 の説明と首尾一貫していないと思われます。11-1 においても、のれんを 50、少数株主持分を 136 とするほうが首尾一貫すると思われます。

説例 11-2 共同新設分割による場合には、のれんを 50、少数株主持分を 136 としています。その根拠は指針（案）384（129 頁 1 行目後半、「まず、子会社となる分離先企業の……、それらが同時に生じていても、……」）ということです。

一方、説例 11-1 吸収分割による場合には、のれんを 40、少数株主持分を 126 としています。その根拠は指針（案）384（128 頁下から 38 行目以下）「それが同時である場合には……」と推測されます。しかし、説例 11-1 の説明では、Y 社による b 事業の取得の後に支配獲得後の資本連結をしています。つまり、説例 11-2 共同新設分割と同じように考えているようです。そうであれば、11-1 においても、のれんを 50、少数株主持分を 136 とするほうが首尾一貫すると思われます（Y 社の b 事業にパーチェス法を適用する仕訳

で、少数株主持分をb事業の時価 $200 \times 20\% = 40$ とする)。また、こうしないと、のれん部分の 50 と 40 との差額の 10 (136 頁の図の 10) が浮いてしまいます。

11-1 をこのように処理すると、少数株主持分はどちらも 136 になります。生ずる差額の 64 は、Y 社の時価 1,000 の 20% の 200 と少数株主持分として計上された 136 との差額であるとも考えることができます。親会社からみると、少数株主から受け取った差益と考えられます。

(了)